

## 三芳町広報みよし広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町有料広告物取扱要綱(平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき町が発行する広報みよし(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載料)

第2条 広告の大きさは1区画あたり縦40ミリメートル、横90ミリメートルとし、1回あたりの掲載料は8,000円とする。

2 前項以外の大きさの広告掲載料については、前項に準じて町長が決定する。

(掲載申込み)

第3条 町長は、広報に広告を掲載しようとする者を公募するものとする。

2 広報に広告を掲載しようとする者は、町長が定める期間内に、掲載しようとする広告の概要等を記載した広報みよし広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 町長は、前条による申込みがあったときは、要綱第6条に規定する広告選定委員会で内容を審査し、すみやかに広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広報みよし広告掲載決定・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。